二　通所給付費等単位数表第１の13の注１及び注２のこども家庭庁長官が定める基準

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一)　［略］

(二)　介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(2)～(10)　略

［ロ～ソ　略］

［三～十の二　略］

十の二の二　通所給付費等単位数表第４の１の２の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

イ　訪問支援員特別加算(Ⅰ)

障害児通所支援事業（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業をいう。）、障害児相談支援事業（法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業をいう。）その他これらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者（以下「特定従業者等」という。）であって、(1)又は(2)に掲げる期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年以上である者

(1)　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2)　［略］

ロ　［略］

［十の二の三～十の五　略］

二　通所給付費等単位数表第１の13の注１及び注２のこども家庭庁長官が定める基準

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一)　［同上］

(二)　介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(2)～(10)　同上

［ロ～ソ　同上］

［三～十の二　同上］

十の二の二　通所給付費等単位数表第４の１の２のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

イ　訪問支援員特別加算(Ⅰ)

障害児通所支援事業（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業をいう。）、障害児相談支援事業（法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業をいう。）その他これらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者（以下「特定従業者等」という。）であって、(1)又は(2)に掲げる期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年以上である者

(1)　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2)　［同上］

ロ　［同上］

［十の二の三～十の五　同上］